

雇児福発 0331 第 3 号
雇児育発 0331 第 2 号
雇児保発 0331 第 1 号
社援基発 0331 第 1 号
障障発 0331 第 4 号
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
雇用均等・児童家庭局育成環境課
雇用均等・児童家庭局保育課
社会・援護局福祉基盤課長
社会・援護局障害福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」の一部改正について

標記については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 148 号）が 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から税額控除対象法人の判定において、保育所等の定員等の総数が一定未満の事業年度における特例が設けられることとなりました。これに伴い、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」（平成 23 年 8 月 2 日付け社援基発 0802 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を下記のとおり改正しますので、御承知願います。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 改正内容

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」（平成 23 年 8 月 2 日付け社援基発 0802 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を別紙のように改正する。

2 適用

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。